

# 保安林(保安施設地区)指定調書作成要領

令和4年8月

# 1 登記簿調査及び現地調査、現地測量

## (1) 土地台帳調べ

県の指示する区域の土地の所在、地番、地積、地目、所有者の住所、氏名を調査しその地籍図を複写する。

※登記事項全部事項証明書及び要約書の交付及び公図の閲覧申請書については、治山林道課（林業事務所）で準備する。

## (2) 現地調査

(1) の区域について、現地において地番、所有者を照合の上、次の調査を行う。

### ア 地況調査 位置、地質、土壌、傾斜、標高、降雨量

※指定区域管轄林業事務所により作成された治山計画書、地質鉱産図、1/5000の計画図を基に調査する。

### イ 林況調査 地番ごとに樹種及び混合歩合、林齢、粗密度、蓄積（ha当たり）、生育状況）、下層植生、無立木地面積等。

※森林簿での確認及び現地調査を行う。

### ウ 治山事業等との関係 治山事業等の既設計画を調査図（地籍記入）に記入する。

※治山台帳等により記入する。

### エ 受益対象の範囲 種類、数量等。

※既往の被災状況等、治山計画書の保全対象とする。

### オ 伐採種が択伐又は禁伐の部分については、後日確認出来るように調査し、寸法線を記入する。

※択伐区域については工事施工面積とし、治山計画書の平面図等を参考に調査する。

### カ 当該森林の現状を明らかにする写真の撮影

※全景写真、林内状況が分かるもの。

## (3) 現地測量

保安施設地区指定にかかる場合、次の現地測量を行う。

トータルステーション等を使用し、任意の基準点より指定箇所の周囲に測点を設けて測量し、各測点に杭の設置を行う。

また、測量に併せて現地に標識杭の設置を行う。

- (4) 指定区域の打合せ及び保安林台帳、森林簿の照合  
(1) (2) の調査結果を県に報告し、要指定区域の確認を受け、その区域の各地番について保安林、保安施設地区指定の有無と見込み面積を保安林台帳、森林簿で照合調査する。
- (5) 不動産登記簿の照合、調査  
保安林指定について県職員の指示を受け、次の照合調査を行う。
- ア 表題部（土地の表示） 所在、地番、地目、地積（単位を明確に）
- イ 所有権
- ウ 地上権
- エ その他登記済の権利
- (6) 追加調査  
(5) の調査の結果、未登記事項があると認められる場合には、原則として次の調査を行う。
- ア 住所が変更になっている場合、住民票等により住所変更を確認する。
- イ 登記名義人が亡くなっている場合、戸籍謄本や納税証明書等により相続権者又は納税管理人、又は相続人代表者を確認する。  
なお、住民票及び戸籍謄本等の交付申請書については、治山林道課（林業事務所）で準備する。

## 2 保安林(保安施設地区)指定調書の作成

### 様式4(様式9) 保安林(保安施設地区)指定調書

調書の作成単位は、指定の目的（保安林の種類）別に、森林又はその集団ごととすること。ただし、当該森林又はその集団が2以上の単位区域（単位区域とは、保安林または、保安施設地区の指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団を含む区域であって、指定施業要件を定めるについて同一の単位とすべき区域をいう。）又は2以上の市町村の区域にわたる場合には、それぞれの単位区域又は市町村に属する部分ごとに作成すること。

#### (1) 流域名及び単位区域名

別表1のとおり

#### (2) 単位区域の区分

別表1のとおり

(3) 所在場所欄には、森林が2筆以上のときは、1筆のみの番地を記載。その他のものについては、大字、字、地番について「ほか○字ほか○筆」と記入する。

(4) 権利の種類欄には、森林所有者の当該土地に関する権利の種類（所有権、地上権、賃借権等の別）を記入する。

なお、1筆の森林に、所有権以外に地上権、賃借権等（その内容が木竹に限る。）が設定されている場合は、これらの権利設定者を森林等所有者欄に記載し、所有者は登記済の権利の欄（様式内①）に記入する。

※このため、森林整備公社等の分取造林地については、権利の種類を地上権とし、地上権者を森林所有者名の箇所に記入すること。それに伴い、（様式内①）に所有者を記入する。

(5) 住所氏名欄には、次により記入すること。

(1) 森林所有者が2人以上にわたるときは、1人のみの住所、氏名を記入し、その他のものについては、「ほか○人」と記入する。

この場合において共有林であるときは、共有者の住所、氏名を記入した共有者名簿（36）を添付する。

(2) 森林所有者が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記入する。

(3) 森林所有者が国又は地方公共団体であるときは、「国」、「○○県」等と記入し、国有林の場合は、当該国有林を管理する機関の名称・所在地を記入する。

(4) 登記名義人が亡くなっている場合は、現在の所有者を記入する。

その場合、登記簿謄本に現在の所有者の氏名と登記名義人との続柄を赤書きする。

(6) 権利の種類欄には、当該森林の全部又は一部について、森林所有者以外の者に権利（鉱業権、抵当権、地役権等）が設定されている場合に記入する。また、地上権、賃借権等（その内容が木竹に限る。）が設定されている場合は、所有権者を記入する。

(7) 指定の目的欄には、（水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等）を記入する。

(8) 面積欄には、次により記入すること。

(1) 全面積及び要指定面積欄には、それぞれの保安林または、保安施設地区として指定しようとする地番の総面積及び保安林または、保安施設地区として指定しようとする森林の面積を実測又は見込みのいずれかを明示して記入する。

(2) 面積はヘクタールを単位とし、小数第4位にとどめ第5位以下は切り捨てる。

(3) 国有林については、不動産登記簿の欄の記入を要しない。

(4) 実測又は見込面積は、保安林(保安施設地区)指定調査地図1/5000の面積及び写真と照合して記入する。

※国土調査が終わっているところは、登記簿上の面積と実面積を合わせること。

(9) 位置、地質、土壌は地質図を参考にして記入する。

地況の標高欄には、指定調査位置図1/5000の標高と照合して記入する。

(○○mから○○○m 又は 中心点での標高)

(10) 樹種及び混交歩合欄には、森林が2筆以上のときはその面積について記入する。

ただし、一部指定の筆がある場合、その筆については一部指定の残地の樹種及び混交歩合（林況）は除く。（樹種は、スギ、ヒノキ、マツ、その他の広葉樹等）

なお、指定地のうち荒廃地が広範囲に及ぶ場合、当該地は無立木地とする。

※樹種・混合歩合については、現地調査・森林簿等で確認すること。

(11) 林齢欄には、樹種及び混合歩合（スギ、ヒノキ、マツ、その他の広葉樹等）別に記入する。

(12) 疎密度（樹冠疎密度）欄には、おおむね20メートル平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出するものとする。

10分の5以下を「疎」、10分の6～8を「中」、10分の9以上を「密」とする。

なお、幼齢林（10年生以下）については、これを省略することができる。

(13) 蓄積欄には、収穫表の林齢により記入する。

また、蓄積の記入は、スギ、ヒノキ、マツその他の針葉樹は11年生から、

その他の広葉樹は6年生から記載する。（以下の場合は記入しなくてもよい。）  
※生育状況については現地確認を行う。

(14) 生育状況欄には、「上、中、下」により記入する。

(15) 荒廃状況欄には、崩壊地の面積、山腹及び溪流の荒廃の有無、状況等について記載する。

※指定区域管轄林業事務所の計画書より転記する。

(16) 治山事業との関係欄には、保安林または、保安施設地区として指定しようとする森林及び直接関係地域における保安施設事業、地すべり防止工事、その他これらに係る事業又は工事に係る施設の設置の実績又は計画がある場合に、当該施設の設置の時期、目的、規模、数量、その他必要な事項を記入し、該当がない場合には「なし」と記入すること。

(例) 何のために い つ 何 を どれだけ するか  
(目的) (時期、年度) (復旧治山等) (数量) (未来形)

※指定区域管轄林業事務所の計画書より転記する。

(17) 範囲、種類、数量欄には、受益の対象の範囲（流域又は行政単位等〔市郡、町村、大字、字〕の名称を用いる。）及び種類別（人口、建物、道路、鉄道、用水施設、農地、水利権、その他これらに類するものの別を明らかにすること。）の規模並びに数量を記入する。

※指定区域管轄林業事務所の計画書より保全対象を転記する。

(18) 既往の被災状況欄には、受益の対象に係る主要な被害について、その発生時期、原因、状況等を記入すること。なお、被災がなければ「特記すべき災害なし」とする。

(19) 保安林または、保安施設地区指定を必要とする事由欄には、新生崩壊地の指定にあっては、指定に係る森林と受益対象との関係において、当該森林に期待する必要がある森林の保安機能を説明し、その機能を維持又は向上させるために保安林の指定が必要とされている理由を記載する。

(20) 指定施業要件として定めるべき内容欄の伐採種別面積は、様式4-2の附表の伐採種別の合計面積を記入する。 → (様式内③④)

※工事施工区域を択伐面積とする。

(21) 指定に対する関係者の意見欄には森林所有者等、受益者について意見がなければ「異議意見なく同意済」とする。

※指定同意書をもって同意とみなすこととする。

(22) 他の法令による森林の施業制限等との関係欄には、指定に係る森林が砂防法、文化財保護法その他法令により立木竹の伐採その他の行為を制限されているものである場合には、当該制限の内容（例えば、砂防指定地、地すべり防止区域等）及び指定の時期を記入し、該当がない場合は「なし」と記入する。

(23) 調査者職氏名、調査年月日欄には 技術吏員〇〇〇〇 と記入する。  
令和〇年〇月〇日

※調査者については、県職員の職氏名を記載する。

(24) 添付する必要な附表をシステムで出力する。

(25) 備考欄には、民有林については、不動産登記簿との照合年月日、その他必要な事項を記入する。

なお、照合年月日については、調査年月日（様式内②）と同日か、もしくは早い月日とする。

不動産登記簿謄本は調査年月日から6ヶ月以前までのものを使用する。  
(できる限り提出直前の登記簿謄本とすること。)

#### 様式4-1(様式9-1) 保安林(保安施設地区)指定調書附属明細書

(26) 森林が2筆以上のとき又は森林所有者もしくは当該森林に関する登記済の権利者が2人以上のときに添付する。

(27) 所在場所の住所欄の大字、字を記入する時( )冠を間違えないように。  
大字、字別に記載し、地番については必ず若い順に記載すること。

(28) 森林所有者の住所欄は、都道府県名から記入する。

(29) 権利の種類欄には、当該森林の全部又は一部について、当該森林所有者以外の者の権利(鉱業権、抵当権、地役権等)を記入する。

※登記簿謄本又は全部事項証明書で確認・記載する。

(30) 権利者の住所氏名欄には、権利者が法人である場合、代表者の氏名は記入しなくてもよい。

(31) 全面積の不動産登記簿、実測又は見込及び要指定面積の実測又は見込面積については、様式4の全面積、要指定面積と照合して記入する。

- (32) 森林の現況欄には樹種及び林齢を記入する。
- (33) 治山事業との関係欄には、該当の有無を記入すること。  
※治山施設の設置に伴い伐採種が択伐となった区域が存する地番は「有」とする。
- (34) 他の法令による制限欄には、該当の有無を記入すること。
- (35) 指定施業要件として定める伐採種欄には、「禁伐、択伐、択伐「間伐」、皆伐」等を記入する。  
伐採種の特例がある場合には当該伐採種を（ ）書きで併記すること。
- (36) 森林所有者共有者名簿  
同一地番の所有者について共有者がある場合に作成する。  
右欄に持ち分を記載する（合計1になるように）。
- (37) 森林権利者共有者名簿  
同一地番の権利者について共有者がある場合に作成する。  
右欄に持ち分を記載する（合計1になるように）。
- (様式9-2) 森林等所有者一覧表
- (38) 地番毎の記入とし、備考欄には現地で設置した標柱番号を記入する。

#### 様式4-2 立木の伐採方法

- (39) 伐採種欄には、次により記入する。  
(1) 伐採種が2以上ある場合には、禁伐、択伐、皆伐の順に記入する。  
(2) 保育間伐をしなければ、当該保安林の目的を達成することが困難な場合、又は択伐とする森林については、「間伐」と併記する。
- (40) 所在場所欄には、次により記入する。  
立木の伐採の方法が禁伐、択伐、皆伐のいずれか一つであるときは、所在場所欄に「全部」と記入する。  
ただし、伐採種が同一であってもその一部について主伐に係る伐採方法に関する特例を定める場合には、当該部分の所在場所を記入する。
- (41) 面積欄には、定めようとする伐採種が地番ごとの要指定地の一部であるものについては、要指定地の面積を括弧を付して併記する。
- (42) 当該伐採種を定める理由欄には、地況、林況及び期待すべき保安機能に即して禁



伐、択伐又は皆伐とする必要が認められる理由を記入する。

- (43) 主伐に係る伐採の方法に関する特例の「伐採種」「伐期齢」の欄には、特例を定める場合には、その旨を記入する。

#### 様式4-4 皆伐による伐採の1箇所当たりの面積の限度

- (44) 所在場所欄には、限度たる面積を適用する範囲が、大字又は字の区域に所在する保安林のすべてである場合には、大字名又は字名のみを記入することをもってたりる。
- (45) 面積欄には、地番ごとの伐採種を定めないものとする区域の一部について限度たる面積を定める場合に限り、該当面積を記入する。
- (46) 限度たる面積は、水源かん養、防風、防霧、魚つき保安林は原則20ha以下  
その他保安林については10ha以下とすること。  
ただし、周辺の森林への影響等に配慮して必要に応じて縮小することができる。  
区分は、1, 3, 5, 10, 20haとする。
- (47) 当該限度を定める理由欄には、当該限度を定める必要がないと認められる場合にも、その理由を記入する。(様式内⑤)の**限度面積より縮小する場合は詳しく記入すること。**

※治山事業施行地のため、大面積の伐採をすると土砂流出の恐れがあるため、……等

#### 様式4-5 保安林の指定後、最初に択伐を行う森林についての択伐率

- (48) 面積欄については、同一地番内において択伐率が異なる場合に、当該面積を記入する。
- (49) 現在の林況欄の立木度は、10, 9, 8……  
係数欄の調整は、+1, ±0, -1の範囲で調整する。  
係数は、立木度の値から係数欄の調整の値をプラスあるいはマイナスした値が、10であれば1.0、9であれば0.9と記入すること。  
立木度は5/10以下は疎、6/10~8/10は中、9/10以上は密。  
※樹種でタケが存在する場合、林齢~係数の欄は — を記入する。

- (50) 択伐率欄については、上段：40(%)もしくは30(%)  
下段：係数を乗じた値を記入する。

例えば、択伐率 30%、係数が 0.9 の場合  
 $30\% \times 0.9 = 27\%$ となる。

※ 上段が 4/10 となるのは、様式 4-7 において植栽が定められているものとなる。

#### 様式 4-6 間伐

- (51) 所在場所欄は、間伐率を適用する範囲が大字又は字の区域に所在する保安林又は、保安施設地区のすべてである場合には、大字名又は字名のみをもっていたり。所在場所の地番欄は、同一の間伐率であり、かつ地番の番号が連続しているもの（地番ごとの要指定地の一部であるものを除く。）については列記を省略し「○から○まで」と記載すること。ただし、保安林に指定しようとする区域の全域について同一の間伐率とする場合には「全域」とすることであり。
- (52) 面積欄には、定めようとする間伐率が地番ごとの要指定地の一部であるものについては、要指定地の面積を括弧を付して併記すること。
- (53) 当該間伐率を定める理由欄には、当該森林の地形、森林の状況等を記載すること。ただし、間伐率が 35% の場合には記載を要しない。

#### 様式 4-7 植栽

- (54) 植栽指定については、植栽をしなければ更新が困難な場所について定めるものとする。人工林の場合は定めているが、天然林（ザツ 10 割）の場合は定めなくてもよい。（天然更新が可能と考える。）  
なお、当該指定区域が調書のすべての地番の全部にかかる場合には、「全部」と記入する。  
※様式 4-5 において、択伐率が 4/10 については必ず記入すること。
- (55) 面積欄には、植栽しなければ更新が困難な面積を記入する。
- (56) 「スギ」「ヒノキ」「マツ」その他当該地域で、一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹及び針葉樹植栽指定を行う調書に全ての樹種を記載する。
- (57) 別に定める地位級一覧表を使用して、樹種ごとに植栽本数を決定する。  
本数欄には、樹種ごとにおおむね 1 ヘクタール当たりの植栽本数を記載すること。
- (58) 兼種保安林がある場合に作成する。  
兼種保安林欄は、兼種の保安林種名と面積を記入する。

※様式4（様式9）から4-7（様式9-2）の入力については、保安林管理台帳システムで入力を行う。

### 3 調査地図及び位置図の作成

#### 1 写真及び写真撮影位置図

指定地区の森林の現況がわかりやすい写真とする。航空写真を使用している場合があるが、非常にわかりにくいので、できる限り、航空写真でなく現況写真を用いること。また、現況写真には番号を振り、地番が確認できるように指定調査位置図の写しに撮影位置を図示すること。

なお、指定区域の番地については、写真の中に文字を記入すると現況がわからないので外へ記入すること。



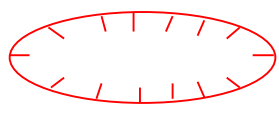
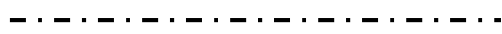
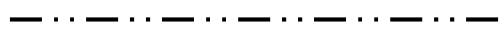

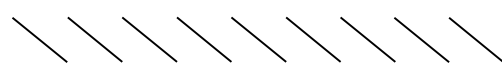
#### 2 指定位置図は、次のとおりとする。


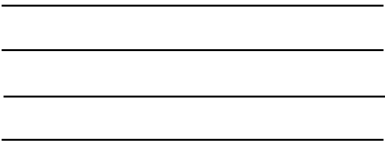


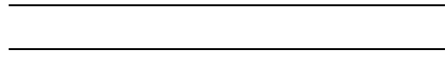
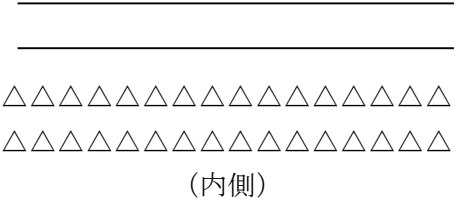
(1) 1 / 50, 000の地形図上に表示し、保安林配備状況を明示する。要指定地を赤色で着色する。

「受益対象の所在する区域」については、黄色で着色する。ただし、水源かん養保安林については、受益対象が広いため、着色しない。

(2) 1 / 5, 000の森林計画図の写しを用い、保安林（保安施設地区）指定調査箇所を記入する。※区域は赤色で記入すること。

3 指定調査地図は、1 / 5, 000の森林計画図の写しを用い、次の表の事項欄に掲げる事項について同表の記号欄に掲げる記号により作成すること。なお、図面に表示する地番ごとの要指定地に記号を記載した場合に識別が困難となる部分があるときは、当該部分について識別が容易になる程度に拡大した図面を別に作成して添付する。

| 事 項                        | 記 号  |
|----------------------------|--|
| 要指定地及びそれに隣接する土地の地番         | 数字はアラビア数字を用いる。   |
| 要指定地及びそれに隣接する土地の地目         |  |
| 要指定地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線 |  |
| 要指定地の区画線                   |  |
| 禁伐区域の区画線                   |  |
| 択伐区域の区画線                   |  |
| 択伐率40%の区画線                 |  |
| 伐採種に係る特例のみを定める区域           |  |

| 事 項   | 記 号  |
|---|--|
| 伐期齢に係る特例のみを定める区域                                    |                |
| 伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域                                 |                |
| 間伐を定める区域（禁伐、択伐の部分に限る）                               |                |
| 1 箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域                               |                |
| 保安林に指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線   |               |
| 治山事業に係る施設（計画を含む）<br>※凡例には工種名を書くこと                   | <p>通常、治山事業で用いられている工種の記号を用い、計画中の施設については施行予定年度を図中に付記する。</p>  |
| 植栽の方法、期間及び樹種を定める区域並びに他と異なる植栽本数及び樹種を定める区域の区画線、及びその区域 |  <p>(内側)</p> |

注意事項

- (1) 図面用紙の余白に要指定地の所在場所、縮尺、方位、凡例、指定調査地図の整理番号及び関係保安林（保安施設地区）指定調書の整理番号を記載すること。なお、要指定地の所在場所については、要指定地の属する市町村、大字及び字が2以上にわたる場合はその各々を記載し、地番が2以上にわたる場合は〇〇ほか〇筆と記載すること。
- (2) 要指定地が地番区域の一部である場合は、要指定地の部分とそれ以外の部分とを「〇－〇」の記号で結ぶこと。
- (3) 1枚の図面用紙に記載する要指定地が2以上の保安林（保安施設地区）指定調書にわ

たる場合には、当該要指定地の部分ごとに該当の保安林指定調書の整理番号を付記し、同一の保安林（保安施設地区）指定調書に係る要指定地が2枚以上の図面用紙にわたる場合には、指定調査地図の整理番号を付すること。

(4) 国有財産（青線・赤線）は指定区域からはずし、それぞれ青色、茶色で着色すること。

(5) 択伐率が混在する場合においては、調査地図上で率毎の区域区分を明記すること。

#### 4 その他

(1) 公図を添付すること

(2) 治山事業地においては1/5,000の調査地図で確認しにくいデータについて土地所在図に詳しく記入すること。

また、部分指定の場合や、同一地番内で「択伐」と「皆伐」に分かれる場合には、1/5,000の調査地図、土地所在図において区画線で分け、求積表を添付すること

(3) 1/5,000の調査地図に図面を落とした際に、四国電力の鉄塔がある際には協議し、全部指定で良いか相手の意向を聞くこと。（部分指定等も考えられる。その場合、できれば後からでも分筆を行い、分筆後に連絡していただけるようお願いして欲しい。）

(4) 現在分筆されていない県道・町道等については、測量して部分指定するよう心がける。

## 4 付属図作成

1 保安林台帳付属図の記載事項は、森林法施行規則第22条の18第4項に定めるもののほか、次の事項を記載する。

ア 付属図は記号が識別可能な縮尺とし、縮尺、方位を記載する。

イ 付属図には保安林台帳番号及び調整年月日を記載する。

2 図示方法は「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日45林野治第1553号長官通知）の第2の1及び2に準ずる。

## 5 成果品

- 1 成果品は2部とし、これに位置図（5万分の1の地形図に保安林の範囲を赤で囲んだもの）を添付する。
- 2 整備を行った付属図の一覧表（市町村及び保安林台帳番号）を1部提出する。

## 6 提出書類

### 1 保安林指定に係る提出書類

- ・保安林指定調書（様式4）
- ・保安林指定調書附属明細書（様式4-1）
- ・立木の伐採方法（様式4-2）
- ・皆伐による伐採の1箇所当たりの面積の限度（様式4-4）
- ・保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率（様式4-5）
- ・間伐（様式4-6）
- ・植栽（様式4-7）
- ・指定予定地の現況写真（林況、荒廃状況）・写真撮影位置図
- ・治山施設が完成している場合は、竣工写真
- ・保安林指定位置図（50,000分の1及び5,000分の1）
- ・保安林指定調査地図（500～5,000分の1）
- ・土地所在図
- ・地積測量図及び求積表（一部指定等の場合）
- ・公図（要指定地に隣接する土地を含む）
- ・登記簿（要指定地に隣接する要約書を含む）
- ・承諾書（所有者以外の権利者を含む）
- ・承諾の経緯表（登記名義人と同意書の署名者が相違する場合、相続関係を証する書類）
- ・非農地証明（地目が「田」、「畑」など農地の場合）

### 2 保安施設地区指定に係る提出書類

- ・保安施設地区指定調書（様式9）
- ・保安施設地区指定調書附属明細書（様式9-1）
- ・森林等所有者一覧表（様式9-2）
- ・立木の伐採方法（様式4-2）
- ・皆伐による伐採の1箇所当たりの面積の限度（様式4-4）
- ・保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率（様式4-5）
- ・間伐（様式4-6）
- ・植栽（様式4-7）
- ・指定予定地の現況写真・写真撮影位置図

- ・保安施設地区指定位置図（50,000 分の 1 及び 5,000 分の 1）
- ・治山施設が完成している場合は、竣工写真
- ・保安施設地区指定調査地図（500～5,000 分の 1）
- ・土地所在図
- ・地積測量図及び求積表
- ・公図（要指定地に隣接する土地を含む）
- ・登記簿（要指定地に隣接する土地の要約書を含む）
- ・承諾書（所有権以外の権利者を含む）
- ・承諾の経緯表（相続関係を証する書類）